

避難所開設に係る覚書

山口県立田布施総合支援学校（以下「甲」という。）と田布施町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、田布施町内において災害の発生又はその恐れがある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、山口県立田布施総合支援学校高等部の屋内運動場とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、災害時において甲の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請する。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理及び運営は、すべて乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（原状回復義務）

第7条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに、速やかに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（実施責任）

第9条 この覚書に関する実施責任者は、甲においては校長、乙においては田布施町災害対策本部長とする。

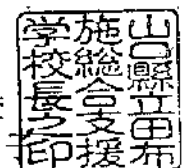
（疑義の解決）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 山口県立田布施総合支援学校
校長 山中順



乙 田布施町長 東 浩





避難所開設に係る覚書

社会福祉法人城南学園（以下「甲」という。）と田布施町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、田布施町内において災害の発生又はその恐れがある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、社会福祉法人城南学園の地域交流ホーム棟とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、災害時において甲の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請する。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理及び運営は、すべて乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（原状回復義務）

第7条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに、速やかに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（実施責任）

第9条 この覚書に関する実施責任者は、甲においては園長、乙においては田布施町災害対策本部長とする。

（疑義の解決）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 社会福祉法人 城南学園
園長 田村博孝



乙 田布施町長 東 浩



災害時における物資供給に関する協定

田布施町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 田布施町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 田布施町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を田布施町長その他甲の指定する者に代行させることが

できる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては田布施町総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年4月2日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
代表者 田布施町長 東 浩二



乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳



供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と社会福祉法人田布施町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、田布施町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田布施町災害時応急対策活動として行う、センターの設置・運営等に関し、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（センターの設置及び運営）

第2条 甲は、田布施町災害対策本部を設置し、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると判断したときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

2 乙は必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

（センターの設置場所）

第3条 甲は、センターを田布施町中央地域防災センター（保健センター）、又は西田布施公民館に設置するものとする。ただし、災害の状況等によりこれらの施設に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（連携・協力）

第4条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関して相互に連携し、協力するものとする。

2 甲は、乙との連携を図るため、乙に担当職員を配置して連絡調整を行うものとする。

（センターの運営）

第5条 センターの運営は乙が行うものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は確保した人員では不足すると判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請することができる。

3 甲は、前項に規定する要請を受けた場合には、乙に対して必要な人員を派遣するものとする。

（センターの業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付、登録及びボランティア活動保険の加入手続き
- (4) ボランティア活動のコーディネート

- (5) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (6) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (7) ボランティアの健康管理及び安全確保
- (8) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (9) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(被災状況等の情報提供)

第7条 甲は、乙が被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(救援物資の提供)

第9条 甲は、救援物資のうち、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供するものとする。

(費用負担)

第10条 第6条各号に規定する業務に関し、必要な費用は、原則甲が負担するものとする。

ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第12条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、

甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本協定は期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
田布施町

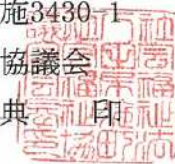
田布施町長 東 浩 二



乙 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3430-1

社会福祉法人田布施町社会福祉協議会

会長 金 長 広 典



災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と山口県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥及びその他の汚水（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害し尿等の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「その他の汚水」とは、県又は市町が管理する集合処理施設に流入した廃水をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害し尿等の収集運搬について、市町から要請があった場合、又は甲が実施主体の事業に関し乙の支援が必要と判断した場合、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害し尿等の処理の実施）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、速やかに、乙の組合員の中から、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、災害し尿等の収集運搬に関して可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲又は要請を行った市町の指示に基づいて、乙の組合員に災害し尿等の収集運搬を実施させるものとする。

3 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員に対し、周辺的生活環境に支障を生じないように十分に配慮させるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害し尿等の収集運搬を円滑に実施できるよう、県内の被災の状況、復旧の状況、その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し、協力可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、乙の組合員が、第3条第1項の要請に基づく災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 収集運搬の要請を行った市町等名
- (2) 収集、処分の場所
- (3) 収集運搬を行った日時、災害し尿等の種類、量及び組合員名
- (4) 収集運搬車両の台数
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が、第3条第1項の規定による要請に基づき乙の組合員に実施させた災害し尿等の収集運搬に要する費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と要請を行った市町又は乙と甲が協議の上、決定するものとする。

(事故の補償)

第8条 第3条の要請により、乙が乙の組合員に実施させた災害し尿等の収集運搬により発生した事故の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50条)の適用がある場合を除き、乙と市町又は乙と甲で協議して対応するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課、乙においては山口県環境整備事業協同組合事務局とする。

(体制の整備)

第10条 乙は、この協定に基づく災害し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、組合員の収集運搬車両の確保等、協力体制の整備に努めるものとする。また、甲はその状況について、乙に随時報告を求めることができるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

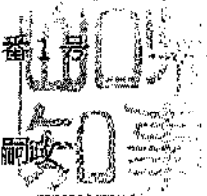
(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めることとする。

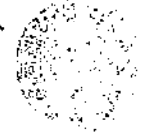
この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年5月24日

甲 山口県山口市滝町1番1号
山口県
山口県知事 村岡 嗣政



乙 山口市吉敷下東三丁目14番22号
山口県環境整備事業協同組合
理事長 山田 幹二



災害時における連携協力に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と山口県弁護士会（以下「乙」という。）とは、田布施町内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は大規模な事故（以下、「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

記

（趣旨）

第1条 この協定は、田布施町内において災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他の被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲及び乙において、別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が第5条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲はその広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲はこれを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第10条 従事者は、相談者からは相談料を徴収しない。ただし、法テラスの法律援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、災害の規模、被災者の人数、甲、乙の予算の有無、規模、義援金の額等諸般の事情を考慮し、他の公的援助制度の有無をふまえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第12条 乙が災害等の状況に照らし、第4条に定める甲の要請を受けずに相談業務を実施する場合であっても、甲は乙と協議の上、可能な限り、第6条及び第7条2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき、乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があったときは、乙が相談業務を実施した当初から甲の要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第4条(第12条第2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とし、その期間満了の日から1か月前までに甲乙から何らの申し出がないときは、さらに3年延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定の定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月22日

甲 田布施町

町長

東

浩



乙 山口県弁護士会

会長

田中礼司



災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)と山口県産業ドローン協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、田布施町内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における被災現場等での支援活動及び平常時における防災啓発事業等への協力(以下「支援活動」という。)に関し、乙の会員がドローン(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)を使用して実施する支援活動について、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は乙に対し、次の事項に関して支援活動の協力を要請することができる。

- (1) 災害発生現場等の被災状況の把握
- (2) 被災者の捜索
- (3) 物資の運搬
- (4) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (5) その他甲乙協議の上、決定した事項

(要請手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに当該要請を実施するための措置を行い、甲が指示する場所に会員を派遣する。

- 2 乙の会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。
- 3 乙の会員は、支援活動等の実施に当たり、航空法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努めるものとする。
- 4 乙は、支援活動が完了したときは、別記様式第2号により遅滞なく甲に報告する。

(費用の負担)

第5条 乙の会員が支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、甲及び乙の会員が協議の上、決定する。

(事故の報告)

第6条 乙は、支援活動に当たり、事故があったときは、別記様式第3号により速やかに甲に報告する。

(損害の負担)

第7条 支援活動の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

- 2 乙は、支援活動の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(補償)

第8条 乙の会員が実施する支援活動に従事した者(以下、「従事者」という。)が支援活動において、負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した乙の会員の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、書面により相互に報告するものとする。また、報告内容に変更があった場合も同様とする。

(会員等の編成の報告)

第10条 乙は、本協定締結後、支援活動に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に書面により報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれからによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

本協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 山口県熊毛郡田布施町下田布施3440番地1

田 布 施 町

町 長 東 浩 二



乙 山口県岩国市室の木町4丁目84番1号

山口県産業ドローン協会

会 長 藤 井 光 秀



避難所開設に係る覚書

株式会社 人生経営（以下「甲」という。）と田布施町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、田布施町内において災害の発生又はその恐れがある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（対象施設）

第3条 対象施設については、株式会社人生経営のやのくにホールとする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、災害時において甲の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、甲に対して解錠を要請する。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理及び運営は、すべて乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（原状回復義務）

第7条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに、速やかに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（実施責任）

第9条 この覚書に関する実施責任者は、甲においては代表取締役、乙においては田布施町災害対策本部長とする。

（疑義の解決）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月8日

甲 株式会社 人生経営
代表取締役 波 賀 正



乙 田布施町長 東 浩



災害時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定

山口県熊毛郡田布施町（以下、「甲」という。）と株式会社コム・ソート（ダスキン レントール周南ステーション。以下、「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生した時、または発生するおそれがある時（以下、「災害時」という。）におけるレンタル資機材（以下、「資機材等」という。）の提供等に関して本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て、資機材等の提供等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 資機材等の提供等、運搬、設置・配置及び撤去
- (2) 前号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 資機材等の提供の期間
- (4) 資機材等の提供の場所
- (5) 要請内容（提供を希望する資機材等の名称及び数量）
- (6) その他必要な事項

（要請に伴う措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において、前条第1項に定める資機材等の提供等を行うものとする。

2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、資機材等の提供等の一部を第三者に再委託することができるものとする。なお、この場合といえども、再委託先の行為については、乙が甲に対して一切の責任を負うものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、資機材等の提供等を行ったときは、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 資機材等の提供の期間
- (2) 提供した資機材等の名称及び数量
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

(経費)

第5条 乙が資機材等の提供等を行った場合に要する次に掲げる費用は、災害時直前の価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材等の提供等、運搬、設置・配置及び撤去に要する費用
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

(経費の支払い)

第6条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、甲が実施する防災訓練への参加に努めるものとする。

(協定の有効期間・解除)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからこの協定の延長に対し、異議の申立てがないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

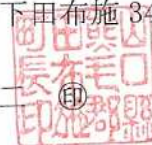
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和5年5月18日

甲：所在地 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1
田布施町
代表者 田布施町長 東 浩



乙：所在地 山口県下松市藤光町1丁目19-9
商号 株式会社コム・ソート
ダスキンレントオール周南ステーション
代表者 代表取締役 中坪 孝治



様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

株式会社 コム・ソート 御中

田 布 施 町 長

協力要請書(第 報)

災害時における資機材等の提供等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 名 : (課) 氏 名 : 連絡先電話番号:
電話、FAX等による要請日時	年 月 日() 時 分頃
要請理由	
資機材等の提供期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
資機材等の提供場所	
要請内容 (提供を希望する 資機材等の名称及び数量)	
備 考 (特記事項)	

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

田 布 施 町 長 様

株式会社コム・ソート

業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時における資材等の提供等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付 第 号(第 報)
報告担当者	職 名 : 氏 名 : 連絡先電話番号 :
要請理由	
履行の場所	
資機材等の提供期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
提供した資機材等の名称及び数量	
備 考 (特記事項)	

別表

レンタル資器材

種 類	資 器 材 名
テント	集会用テント、イベントテント、ワンタッチテント、横幕、エアロシェルター等
ユニットハウス	仮設トイレ、トイレ用目隠しフェンス、簡易シンク、ユニットハウス等
衛生面	モップ、マット、空気清浄機等
その他備品	自走式車いす、診察台、おむつ交換台、リヤカー、台車、ミスト扇風機エポックミスト、電気ストーブ、石油ストーブ、赤外線ストーブ、標準コピー機、普通紙 FAX 機、ガスコンロ、寸胴鍋、クローズド型ケース（冷凍庫）、発電機、コードリール、液晶テレビ、音響設備、投光器、ワイドライト、テント用照明、電動ウォータークーラー等

おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

災害時における動物の救護に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と公益社団法人山口県獣医師会（以下「乙」という。）とは、県内で大規模な災害が発生した際に、その被災地において被災動物を救護する活動を実施し、被災動物及びその飼養者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、甲が行う被災動物の救護対策について、乙が動物救護活動（以下「活動」という。）を実施して協力することに関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 この協定において活動の対象となる動物は、犬及び猫等の家庭動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走し、又は放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（協力の内容）

第3条 協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 負傷した被災動物の治療に関すること
- 二 被災動物の保護及び健康管理に関すること
- 三 その他被災動物の救護に関し必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 甲は前条の協力が必要と判断したときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。

- 一 活動の内容
- 二 活動を行う場所
- 三 活動を行う期間
- 四 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（活動の終了）

第6条 乙は、活動を終了したとき、速やかに次の事項を記載した文書により、その内容を甲に報告するものとする。

- 一 活動の具体的内容
- 二 活動の実施期間
- 三 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が、第4条の規定による要請に基づき実施した活動に要する費用については、甲と乙が協議して決定するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあつては動物愛護センター、乙にあつては乙の本会とする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和5年6月15日

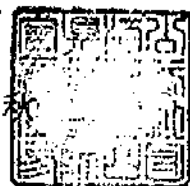
甲 山口市滝町1番1号
山口県

山口県知事 村岡 嗣



乙 山口市小郡下郷1080番地3
公益社団法人山口県獣医師会

会長理事 田中 尚 秋



災害時における動物の救護に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、災害時における被災動物の救護活動に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な付帯的事項を定めるものとする。

2 この実施要領における用語の意義は、協定の例による。

(協力の内容)

第2条 協定第3条に規定する協力の内容の実施細目は、別表に定めるものとする。

(要請手続)

第3条 協定第4条に規定する甲から乙への要請は、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。

(報告書)

第4条 協定第6条に規定する乙から甲への報告は、実施報告書（第2号様式）により行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月19日から施行する。

別表

協力の内容	実施細目
負傷した被災動物の治療に関する事	○ 甲が保護、収容した所有者不明の負傷動物について、甲において対応が困難な場合に、乙の会員において応急処置及び治療を実施すること。
被災動物の保護及び健康管理に関する事	○ 避難所において飼養される被災動物について、避難所運営市町等の求めに応じて、乙の会員において健康相談の対応及び診療を行うこと。 ○ 甲の施設において収容される被災動物について、必要に応じて乙の会員において診療を行うこと。 ○ 被災者である飼主からの飼養動物の一時預かり等について、甲の施設では飼養困難な場合に、乙の会員の施設において実施すること。

第1号様式

年 月 日

公益社団法人山口県獣医師会会長 様

山口県知事

災害時における動物救護活動の協力要請書（第 報）

災害時における動物の救護に関する協定書第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

協力要請理由	
活動内容	<input type="checkbox"/> 負傷した被災動物の治療に関する事 <input type="checkbox"/> 被災動物の保護に関する事 <input type="checkbox"/> 被災動物の健康管理に関する事 <input type="checkbox"/> その他被災動物の救護に関し必要な事項 具体的な内容
活動場所	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡担当者 (山口県)	保健所 担当者 TEL
	動物愛護センター 担当者 TEL
備考	

第2号様式

年 月 日

山口県知事 様

公益社団法人山口県獣医師会会長

災害時における動物救護活動の実施報告書

災害時における動物の救護に関する協定書第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力要請日	年 月 日 (第 報)
活動内容	具体的に記載してください。
活動場所	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当獣医師	TEL:
備考	